

平成28年9月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目 次

I	提出予定案件	1
1	一般会計予算	1
	(1) 歳入歳出予算	1
	ア 総括表	1
	イ 主要事項説明	2
2	その他の議案等	3
	(1) 条例案	3
	ア 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について	3
	イ 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	4
	(2) 専決処分の報告について	9
	ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	9

I 提出予定案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一般財源
				国支出金	使・手	財 収	繰入金	諸収入	反則金	地方債	
警察本部	21,287,362	3,140	21,290,502	381,291	(1,966) 1,118,226	88,813	702,000	138,744	150,000	1,070,000	(1,174) 17,641,428

() 内の数字は補正額の財源の再掲である。

イ 主要事項説明

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
公安委員会費	13,796	0	13,796	
警察本部費	17,228,260	0	17,228,260	
警察施設費	755,810	0	755,810	
運転免許費	828,997	3,140	832,137	① 自動車運転免許試験及び行政処分事務費 (3,140)
恩給及び退職年金費	32,972	0	32,972	
警察活動費	2,427,527	0	2,427,527	
計	21,287,362	3,140	21,290,502	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

警察法施行令の一部が改正され、警察本部の内部組織の基準が改められたことに伴い、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものを加える必要がある。

(イ) 改正の概要

警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものを加えることとした。

(ウ) 施行期日

この条例は、平成28年11月30日から施行することとした。

イ 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部が改正され、運転免許の種類として新たに準中型自動車免許が設けられるとともに、高齢運転者対策の推進を図るための規定が整備されたことに伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）に規定する運転免許試験、講習等に係る手数料の標準の一部が改正されたことから、本条例に定める手数料について、所要の改正を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 政令において、準中型自動車免許に係る手数料の標準が定められたことから、これを標準として手数料を定めることとした。
 - b 75歳以上の運転免許保有者に対する臨時高齢者講習制度が新設されたことに伴い、政令において、臨時高齢者講習に係る手数料の標準が定められたことから、これを標準として手数料を定めることとした。
 - c 70歳以上の運転免許保有者の運転免許証更新時に実施する高齢者講習の高度化と合理化が図られたことに伴い、政令において、高齢者講習に係る手数料の標準が改められたことから、これを標準として手数料の額を改めることとした。
- b 手数料の額は、別表のとおりである。

(ウ) 施行日

この条例は、平成29年3月12日（法改正の施行日。以下「施行日」という。）から施行する。

(エ) 経過措置

- a 次に掲げる者に対する初心運転者講習及び再試験の手数料については、普通自動車免許に係る当該手数料の額と同額とする。
- (a) 準中型自動車免許（5トン限定）とみなされる旧普通自動車免許を受けている者
 - (b) 旧普通自動車免許に係る運転免許試験に合格した者であって、準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて、準中型自動車免許（5トン限定）を受けている者
- b 運転免許証の更新期間の満了日が施行日から起算して、6月を経過した日前である者に対する高齢者講習及び特定任意高齢者講習の手数料については、従前のおりとする。

別 表

(単位：円)

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	一般受験者	4,400 (7,400)	4,400 (7,050)
		公安委員会による技能検定合格者又は指定自動車教習所卒業者	1,600	1,600
		うっかり失効者、やむを得ない失効者等	1,900	1,900
検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		3,650 (6,650)	4,050 (6,700)
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験		—	2,000 (4,650)
技能検定員審査手数	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員査		23,450	23,100
教習指導員審査手数	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員査		14,950	14,600
講習手数料	取得時講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許(普通免許保有者)に係る講習【1時間当たりの単価】	4,650	4,100
		準中型自動車免許(普通免許非保有者)に係る講習【1時間当たりの単価】	—	3,400
	初心運転者講習	準中型自動車免許に係る講習【1時間当たりの単価】	—	2,150

備考 () 内の金額は、技能試験において公安委員会が提供する自動車を使用する場合の金額である。

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
講習手数料	高齢者講習（70歳以上75歳未満の者に対するもの。）	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	5,600	4,650
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2,250	2,000
	高齢者講習（75歳以上の者に対するもの。）	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（第3分類の者）	5,200	4,650
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（第1分類の者又は第2分類の者）	5,200	7,550
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（臨時高齢者講習）	—	5,650
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（第3分類の者）	2,250	2,000
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（第1分類の者又は第2分類の者）	2,250	4,300
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（臨時高齢者講習）	—	2,400
		特定任意高齢者講習	70歳以上75歳未満の者又は75歳以上の第3分類の者	5,600
	75歳以上の者で第1分類の者又は第2分類の者		5,200	7,550

手数料の種類	区 分		改正前	改正後
技能検定員審査手数料 の減ずる額	大型自動車免許、中型自動車免許又は準 中型自動車免許に係る技能検定員審査	技能検定員として必要な自動車の運 転技能に関する観察及び採点の技能 のいずれをも免除される場合	13,500	13,150
教習指導員審査手数料 の減ずる額	大型自動車免許、中型自動車免許又は準 中型自動車免許に係る教習指導員審査	教習指導員として必要な自動車の運 転技能及び技能教習に必要な教習の 技能いずれをも免除される場合	8,200	7,850

(2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日	事故種別	所 属
		事 故 概 要				
海部郡美波町在住 1名	643,575円	平成28年 2月17日	小松島市地内	平成28年 9月 2日	人 身	小松島警察署
		交差点で捜査用車両が左方から直進してきた車両と出会い頭に衝突したもの				
板野郡板野町在住 1名	275,000円	平成28年 5月 9日	徳島市地内	平成28年 9月 2日	物 損	徳島西警察署
		交差点で捜査用車両が左折のため停止していた車両に追突したもの				
徳島市在住 1名	28,858円	平成28年 5月 9日	徳島市地内	平成28年 9月 2日	物 損	少年女性安全対策課
		交差点で捜査用車両が左折した際、隣の車線を走行していた車両と接触したもの				
計	947,433円					

